

令和2年度子ども・子育て支援施策(次世代育成支援行動計画)の状況について

進捗状況評価基準

A:予定通り(予定以上に)進捗している B:遅れている  
C:取組みが進んでおらず、成果はなかった D:廃止・組替え

令和3年7月28日(水)  
第2回子ども・子育て会議 資料③—2

基本目標	基本施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績			⑤進捗 状況評	⑥R3年度の目標
						項目	元年度	2年度		
I:子どもの健やかな成長を支援します	1.遊び場・子どもの居場所づくり	1.児童館事業	子育て支援課	子どもへ健全な遊びを提供するとともに、健康の増進や情操を豊かにするための拠点施設として事業を行う。	遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取り組めるよう支援します。また、必要な施設や遊具等の修繕や撤去等を行います。	実施か所数/か所	2	2	A	昨年度に引き続き、人気講座を多く実施したり、工夫あふれる行事を実施することによって利用者増に努める。丸亀市児童館のあり方を検討する。
						利用者計/人	43,015	25,638		
			子ども/人			29,153	17,022			
			大人/人			13,862	8,616			
		人権課	児童館事業	子どもへ健全な遊びを提供するとともに、健康の増進や情操を豊かにするための拠点施設として事業を行う。	遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取り組めるよう支援します。また、必要な施設や遊具等の修繕や撤去等を行います。	実施か所数/か所	4	4	A	昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮したうえで、利用者の健康、安全を最優先した児童館の運営を行う。
						利用者計/人	15,383	6,127		
		子ども/人				13,499	3,983			
		大人/人				1,884	2,144			
		都市計画課	2.遊び場の整備	公園や遊び場の遊具などの安全点検や安全基準に適した整備を実施する。	継続して遊具改修を実施し、地域における子どもの遊び場(児童公園など)の適切な維持管理に努めます。	実施か所数/か所	3	4	A	方針と同様
						都市計画課	地域に遊び場が少ない子どものために私有地が開放された場合には、安全に遊べる空間となるよう支援する。	管理者の確保に努め、継続して公園の維持管理を行います。	実施か所数/か所	5
	3.地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う。	地域での子育て支援の場として、多様なニーズに応えられるよう、更なる質の充実に努めます。	実施か所数/か所	4	4	A	子育て情報の提供及び助言を行うため、ひろばの存在や活動について、引き続き、広報・周知を行う。利用者支援事業と連携して、子育て家庭への支援機能を強化していく。	
					利用者計/人	25,484	16,121			
					子ども(対象児)/人	12,989	8,240			
					子ども(対象外児)/人	761	325			
		幼保運営課	地域子育て支援拠点事業	主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う。	地域での子育て支援の場として、多様なニーズに応えられるよう、更なる質の充実に努めます。	実施か所数/か所	6	6	A	乳児期においては、保護者の愛情をもって育てることも重要と言われているため、家庭保育の推進の観点からも支援センターの利用をPRしていく必要がある。
						利用者計/人	22,291	15,939		
子ども(対象児)/人						11,965	8,085			
子ども(対象外児)/人						604	521			
大人/人	9,722	7,333								
生涯学習課	4.子ども会活動等の団体活動	子ども会活動等、活動の場を提供することにより子どもたちの健全育成やリーダーの養成に努める。	少年団体や子ども会と連携して、子どもたちの活動の場や居場所作りを努めます。	実施回数/回 (参加者数/人)	5 (367)	3 (168)	A	参加者数が増加するよう、居場所づくりとして参加しやすい活動を企画する。		
				新型コロナウイルスの影響で実施数減						
2.総合的な放課後児童対策	1.新・放課後子ども総合プランの推進	教育部総務課	地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、「青い鳥教室」の充実と「放課後子供教室」の拡大に努めるとともに、両事業を連携して実施していく。	「青い鳥教室」の充実を図るとともに、「放課後子供教室」の拡大に努めます。また、「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の交流ができるよう、両事業の関係者が情報共有し、連携して実施する体制整備を検討するとともに、一体型の「青い鳥教室」と「放課後子供教室」を令和6年度までに1か所整備することを目指します。	青い鳥実施か所数/教室 (子ども教室か所数/か所)	31 (8)	32 (12)	A	「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の連携事業の拡大	
					東中学校区/教室 (子ども教室か所数/か所)	8 (3)	8 (3)			
					西中学校区/教室 (子ども教室か所数/か所)	7 (1)	8 (3)			
					南中学校区/教室 (子ども教室か所数/か所)	8 (1)	8 (1)			
					綾歌中学校区/教室 (子ども教室か所数/か所)	4 (1)	4 (3)			
					飯山中学校区/教室 (子ども教室か所数/か所)	4 (2)	4 (2)			

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績		⑤進捗 状況評	⑥R3年度の目標	
						項 目	元年度 2年度			
I：子どもの健やかな成長を支援します	3 いじめ・不登校対策	1.いじめ・不登校等心の相談	学校教育課	教師による子どもへの日常的な声かけや教育相談週間の設定などにより、子どもの不安や悩みに教師が寄り添えるよう努める。また、学校教育サポート室のカウンセラーを派遣したり、県と協力して全市立小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる相談・支援体制の充実を図ります。		教師の日常的な声かけや教育相談週間が定着し、子どもの悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的に活用し、相談活動の充実を図った。市教委主催の合同進路相談会を開催し、進路に見通しがもてる機会を設けた。	定期的なアンケートを活用した相談活動が定着し、子どもの悩みの早期発見・対応・解決を行うことができた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校で積極的かつ効果的に活用することができた。市教委主催の合同進路相談会を開催し、進路に見通しがもてる機会を設けた。	A	方針と同様
		2.教育支援センターの設置	学校教育課	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、興味・関心のあることに取り組みさせることで心を癒す。また、遊びを通して友だちや指導員とのコミュニケーションを図ったり、学級担任との人間関係を深めたりして、学校復帰ができるように努める。	不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供して心を癒すとともに、遊びや学習を通して友達や指導員とのコミュニケーションを図り、学校復帰や進路保障が出来るよう努めます。		小学生では、学校や学級への復帰を目指し、中学生では進路保障に向けて、学校との連携を深めた。その結果、中学3年生で通級していた生徒のほとんどが、高校進学を果たすことができた。	コロナの影響もあり、登校不安から教育支援センターの利用が多かった。中学生は進路保障に向けて、学校との相談活動を密に行なった結果、中学3年生で通級していた生徒全員が、高校進学を果たすことができた。	A	方針と同様
		3.スクールカウンセラーの配置	学校教育課	悩みを抱えた子どもの精神面を支援するため、学校教育サポート室のスクールカウンセラーや県と協力して全小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	いじめや不登校などで悩む、子どもの精神的なサポートに向け、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用し、すべての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。		子どもの支援に向けたケース会などに学校教育サポート室のカウンセラーや臨床心理士を派遣して、チーム学校としての支援体制づくりや教職員の共通理解について、専門的な見地から指導・助言を行った。	問題解決の困難な事案を扱うケース会議等において、学校教育サポート室のカウンセラーや臨床心理士を派遣して、子どもの支援体制を整えることができた。各校のカウンセラーとも連携を深めて対応することができた。	A	方針と同様
		4.スクールソーシャルワーカーの配置	学校教育課	問題を抱えた児童・生徒に対し、専門的な立場から家庭へ働きかけたり、関係機関と連携を図るなど、多様な手段を用いて問題解決に努める。	スクールソーシャルワーカーの活用を促進し、関係機関との連携を強化することで、児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、迅速な対応が出来るようにします。		学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカーを2名について、中学校2校を拠点校として配置し、小・中学校の不登校生徒への家庭訪問やケース会議への参加、関係機関へのつなぎなど、迅速で効果的な対応ができた。	学校教育サポート室所属のスクールソーシャルワーカー2名が、不登校生徒への家庭訪問やケース会議への参加など積極的に行っている。保護者が安心してソーシャルワーカーに相談するケースが多く見られた。	A	方針と同様 スクールソーシャルワーカーの勤務日数増加。
4 有害環境対策と非行等防止対策	1.フィルタリング利用の普及啓発などの有害環境対策、情報モラル教育	少年育成センター	少年育成センターの育成だより「かめっこ」では、携帯電話・スマートフォンなどを使う上でのマナーやルール、フィルタリングの利用等の啓発をする。また、学校教育の場において、メディアへの過度な依存に対する情報モラルの指導・啓発を推進する。	白ポストによる有害図書回収や、スマートフォン・パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図る等、有害環境除去の対策に努めます。また、学校教育の場においてメディアへの過度な依存を防ぐための、情報モラルの指導・啓発を行っていきます。特にSNSによる被害を防いだり、ネット・ゲーム依存に陥らないようにするため、小中学生やその保護者を対象に身近な情報機器の適正利用に関する様々な啓発を実施します。		「かめっこ」7・10・1月号において「インターネットかしく安全に使うために」という内容のシリーズを継続した。SNS被害の事例やネット依存症に焦点をあて、ネット依存症を防ぐためのワンポイントを提案した。	「かめっこ」9月号・1月号において「スマホ世代のみなさんへ」というシリーズを継続した。〇×ネットワークイズや、小中学生の疑問に答えるコーナーなど、読者が親しみやすい紙面を工夫し、スマホ使用のルールづくりやスマホ使用のマナーなどについて啓発した。	A	市広報に、フィルタリングの重要性についての記事を掲載する予定。	
		学校教育課	メディアへの過度な依存に対して、情報モラル教育を推進します。	実施校／校	23	23	A	方針と同様		
	2.薬物乱用防止の啓発	学校教育課	薬物乱用問題の情報を共有し、啓発を推進する。	「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。	県薬物乱用防止教育研修会参加校数／校	17	17	A	方針と同様 薬物乱用防止教室の実施中学校2校／7校	
	3.補導活動	少年育成センター	非行防止対策として、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもが集まりやすい場所や危険箇所を巡回し、非行や事故の防止活動の推進と啓発活動の充実を図る。	地域の人々や関係機関との連携を深め、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、子どもの問題行動の広域化に対応していきます。	補導実施回数／回	525	564	A	関係団体から推薦された補導員の協力のもと、夕方・薄暮時の補導活動を継続する。また、不審者情報に基づくパトロールや、学校からの要請によるパトロールでは、できるだけ事案発生時間帯に実施する。	
4.少年相談	少年育成センター	相談者の悩みに寄りそう電話相談や面接相談を行い、その解決に努めるとともに、少年育成センター内に相談専用室を設け、相談者が安心して相談できる環境を提供する。	相談者の悩みに寄りそう電話相談や面接相談を行い、解決に努めるとともに、相談員自身のスキルアップにも努めていきます。	相談件数／件	58	86	A	相談カード、相談チラシの配布を継続するとともに、メール配信システムを用いた相談窓口の周知にも努める。		

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績			⑤進捗 状況評	⑥R3年度の目標
						項 目	元年度	2年度		
I：子どもの健やかな成長を支援します	5 ・成人期に向けての健康づくり・保健対策	1.小児生活習慣病対策	学校教育課	小学校4年生及び中学校1年生の希望者を対象に血液検査を実施し、小児生活習慣病のハイリスク児童・生徒を早期発見し、本人及び保護者に対して保健指導を実施する。さらに必要に応じて医療機関への受診を勧め、生活習慣病の予防に努める。	小学校4年生と中学校1年生の希望者を対象に血液検査を実施し、児童・生徒と保護者が、食生活・運動習慣・心の健康を見直す機会にするとともに、必要であれば、医療機関の受診を勧めます。	実施校数/校	21	23	A	方針と同様 実施人数増加のため保護者啓発を行う。
		2.思春期メンタルヘルス	学校教育課	心の問題で悩む児童・生徒に対し、学級担任・養護教諭がカウンセリングを行うとともに、スクールカウンセラーなどと連携して、相談支援を行う。	心の問題で悩む児童・生徒には、学級担任・養護教諭が行うカウンセリングのほか、スクールカウンセラーなどと連携・協力し、相談支援を行います。また、校内研修を充実し、学校職員のカウンセリング力の向上を図ります。	実施校数/校	23	23	A	方針と同様
		3.性教育	学校教育課	小・中学校において、児童・生徒の発達段階や各校の実態に合わせながら、性に関する正しい知識を身につけるための性教育を推進する。	子どもの発達段階などに応じて、正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を行います。	実施校数/校	23	23	A	方針と同様
		4.思春期保健教育	学校教育課	総合的な学習の時間を活用した職場体験学習や家庭科での学習において、幼稚園・保育所・関係機関などの協力を得て、妊婦体験や赤ちゃんふれあい体験、モデル人形を使っての保育実習、講演会などを実施する。	小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の授業で、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。	実施校数/校	23	23	A	方針と同様
	健康課			・妊婦体験・赤ちゃんふれあい体験・赤ちゃん人形の貸し出しなど、命の大切さを学ぶ機会の確保に努めます。	実施希望数/回 (実施回数/回)	10	3	A	児童・生徒たちが命の大切さについて学べるよう、妊婦体験・赤ちゃん人形の貸し出しについて周知する。	
	6 ・子どもの心身の育ちを助ける食育の推進	1.妊産婦の食育	健康課	母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行っている。 生まれる前(マイナス1歳)から始まる子育て講座などで妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事バランスガイド、母乳育児のための栄養と食事や離乳食開始前に知っておきたいことなどの情報提供を行う。	家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう働きかけていきます。	講座参加人数/人	162		A	妊娠、出産期に必要な食事について啓発する。
		2.子どもの食育	健康課			参加人数/人	個別 788 集団 1335	個別 787 集団 1294	A	小児生活習慣病の知識を重点に啓発し、食育の土台づくりを図る。
			幼保運営課	子どもやその保護者に対して、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるきっかけとなる教室の開催や情報提供に努め、食育の土台づくりを図る。	・家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう、食に無関心な保護者が関心をもてるよう働きかけていくほか、現代の課題やニーズに合った講座や教室等を開催していきます。 ・自園調理を行う保育所・子ども園では、保育の内容の一環として食育を位置付け、保育士、保育教諭、調理員等の職員が協力し、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培います。 ・保護者が食への理解を深め、食事を作ることや、子どもと一緒に食べることに喜びを持つことができるように支援します。 ・子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。 ・子どもが安心してなごやかな給食時間を過ごせ、健康のための食事について学べるように支援します。	・日々の生活や遊びの中で、五感を通して様々な食材にふれ、食べる楽しさや栄養価を知り、健康な体づくりに役立っているほか、食べることを楽しんで食に対しての興味・関心や感謝の気持ちが育まれていたりしている。 ・園で栽培・収穫した野菜を子どもが家庭に持ち帰り、晩ご飯の材料に加えてもらったり、親子でクッキングをしたりして、収穫の喜び・親子のふれあいが食育につながっている。 ・保護者や医師との連携のもと、食物アレルギーのある子どもの健康の保障に努めている。 ・保護者や地域の多様な関係者との連携が進められ、安全安心な食事の対応が行っていた。			A	・日々の生活や遊びの中で、子どもたちが様々な食に関わる体験を積み重ねることで、食べることに興味・関心をさらにもつようにする。 ・県食育事業の活用や保護者・地域と連携するなど、工夫して食育の大切さを伝えていく。
			学校教育課			食に関する授業実施回数/回 家庭教育学級等講話回数/回 肥満指導等個別指導実施人数/人	211 43 34	179 8 0	A	方針と同様 食に関する授業実施回数の増加。
			学校給食センター			食育だよりの発行/回 給食試食会の開催/回 (参加人数/人)	11 25 (935)	12 0 (0)	A	給食時のコロナ対策等は継続しつつ、ICTを活用し授業の中で食育を実施。
生涯学習課			食育講座や食に関する参加型体験学習を開催する。		実施回数/回 (対象人数/人)	8 (161)	10 (128)	A	食育講座や体験型教室を継続して実施し、知識の充実に努める。	

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績		⑤進捗 状況評	⑥R3年度の目標		
						項 目	元年度			2年度	
I：子どもの健やかな成長を支援します	7：人間性や個性を育む環境整備	1.図書館事業	図書館	子どもと本をつなぐために、生後3か月の子どもにはブックスタートとして絵本を手渡し、親子のふれあいの時間を提供したり、小学校就学前の5歳児にはセカンドブックとして絵本をプレゼントし、「うちどく」の推進と図書館利用のきっかけづくりを行っている。また、地域団体や図書館職員による本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなども行う。	ブックスタートやセカンドブック事業を実施し、子どもと本をつなぐ役割を担います。また、子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵本や本との出会い、読書の楽しさを伝えていきます。	ブックスタート参加人数/人	772	804	A	新型コロナ感染拡大防止のため集団検診時の訪問は中止しているが、健康課と連携して配布方法を検討し、絵本を通じた家族のふれあいから読書につながる機会となるよう継続する。	
			図書館			セカンドブック配布冊数/冊 (引き換え率/%)	900 ( 88.7 )	870 ( 89.6 )	A	小学校入学前の幼児に自分の本として選ぶ喜びから読書につながるよう、市内保育所等に協力を仰ぎ、対象者全員への配布に努める。	
		2.文化芸術鑑賞の機会の提供	文化課	美術館において親子を対象としたワークショップを開催したり、小・中学校において鑑賞教室を実施する。	美術館では親子を対象としたワークショップなどを開催するほか、小中学校などでは文化芸術鑑賞の機会を提供する。	開催回数/回 実施校/校	美術館ワークショップ等 11回 (親子でミモカを含む) 1,235人 文化芸術鑑賞教室 5回 2,152人	美術館ワークショップ等 23回 (親子でミモカを含む) 1980人 文化芸術鑑賞教室 0回 0人	A	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、親子で美術館を訪れる機会や子どもたちに芸術鑑賞の機会を提供し、文化芸術に触れることをとおして、創造力、表現力、思考力が育まれるよう努める。	
		3.異年齢交流・異学年交流・地域連携	幼保運営課	市内すべての教育・保育施設において、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域団体などと子どもたちとのふれあう機会を推進する。また、小・中学校において、校区内近隣の保育所・幼稚園との異年齢交流、中学校群及び学校内での異学年交流を積極的に推進する。	幼稚園・保育所(園)・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流、地域連携を行い、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。	/	・年齢や保育時間の様々な子ども達が同じ施設内で交流を深め、自己表現力や人とかかわる力・思いやりの心が育まれている。 ・地域の特性を生かした行事や人々との交流を通し、豊かな経験の中で、地域文化や伝統に親しんでいる。 ・日常生活の中で、異年齢交流や近隣の幼・保・こ・小との交流、また園内外の行事や施設の慰問など地域との連携を継続的にを行い、地域の中でつながっているという安心感となっている。	/	・年齢や保育時間の様々な子ども達が同じ施設内で交流を深め、自己表現力や人とかかわる力・思いやりの心が育まれている。 ・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、地域との交流や近隣の小学校との連携の仕方を工夫し、つながりを感じられるようにしている。	A	・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、異年齢児が交流できる環境づくりを実施し、思いやりや豊かな心を育てていく。 ・コロナ禍において、地域の様々な人とも安全にかかわれる環境を工夫し、地域の良さや人々の温かさが感じられるように努めていく。
			学校教育課								
		4.人権教育・啓発	人権課	子どもの人権について、広報紙への掲載、講演会の実施など意識啓発を行う。	講演会や研修の実施や広報紙などにより、子ども一人一人の人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担う子どもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。	講演会等回数/回 (参加者数/人)	幼稚園等の保護者への人権研修 (家庭学級講座) 回数/7回 (参加者数/457人)	幼稚園等の保護者への人権研修 (家庭学級講座) 回数/0回 (参加者数/0人)	-	新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のため、昨年度は開催依頼がなかった。 今年度も依頼があれば、保護者向けの研修等も行ない、子どもの人権について啓発に努める。	
			幼保運営課	教育・保育施設や小・中学校で、毎年「人権・同和教育推進の計画」を作成し、計画的に人権・同和教育を推進する。	・幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、豊かな生活経験を通して、一人ひとりを大切に、子どもの心身の健やかな成長、発達を図るほか、子どもたちに自己肯定感が育まれるよう、日々の保育や授業等での関わりを模索し、実践します。	/	・様々なテーマで子どもや保護者に対して人権集会を行い、命の大切さや仲間への思いやり、自尊感情の育成など、一人一人の子どもの人権が保障される教育・保育の在り方について、保護者とともに考える場づくりになっている。 ・自尊感情や友だちを認めたり支えあうなかまづくりにつながるよう、日々の保育を大切に実施した。 ・人権教育の基本方針や努力事項を職員間で確認するとともに、研修会において人権について語り合ったり考えたりし、共通理解につながった。	/	・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、様々なテーマで子ども達に対して人権集会を開き、命の大切さや仲間への思いやり、自尊感情の育成など、人権意識を高める保育に努めた。また、保護者に対しては、家庭通信や掲示で人権集会の様子を伝え、一人一人の子どもの人権が保障されることの大切さを保護者と共に考える取り組みを行っている。 ・人権教育の基本方針や努力事項を職員間で確認するとともに、研修会において人権について語り合ったり考えたりし、共通理解につながった。	A	・日々の保育・教育を大切に、自他を認めたり、支え合う気持ちの基礎を培っていく。 ・人権について職員間で共通理解し、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら開催できる研修の場づくりに努め、人権意識の向上を図る。
		学校教育課			実施校数/校						
		5.子どもの体力づくり	学校教育課	小・中学校において、児童・生徒に対して積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、体を動かす機会を定期的に提供する。また、生涯にわたってスポーツに親しむ契機となるよう、学校教育全体で体力向上に取り組む。		体力向上プラン策定校数/校			23	A	方針と同様
			スポーツ推進課	丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもの自主的なスポーツ活動を促進する。また、地元プロスポーツチームなどとも連携を図りながら、日頃からスポーツ活動を敬遠しスポーツに触れる機会が少ない子どもたちを対象としたスポーツ講座などを開催するとともに、就学前の親子での外遊びや運動に親しむ機会を提供する。	・体力プランのもと、児童生徒の実態や課題を踏まえた体力向上に係る実践・評価を行います。 ・スポーツ少・体力プランのもと、児童生徒の実態や課題を踏まえた体力向上に係る実践・評価を行います。年団の組織整備・育成支援、適切な指導を行える指導者養成に努め、生涯スポーツの基礎づくりを推進していきます。	実施回数/回	・スポーツ少年団交流活動事業(市内)10回、(県外)7回 ・少年スポーツ教室 65教室 ・運動会必勝塾2回 ・苦手運動克服塾 2回 ・運動あそび応援塾 6回 ・指導者養成事業 4回 ・親子ふれあい体操塾6回 ・幼児野球あそび体験塾1回 ・リーダー養成事業 5回 ・運動あそび指導員派遣事業 10回 ・まる・カマぎっず 19回	・スポーツ少年団交流活動事業(市内)8回、(県外)4回 ・スポーツ少年団交流大会事業1回 ・少年スポーツ教室 65教室 ・運動会必勝塾0回 ・苦手運動克服塾 2回 ・運動あそび応援塾 6回 ・指導者養成事業 0回 ・親子ふれあい体操塾5回 ・幼児野球あそび体験塾1回 ・リーダー養成事業 0回 ・運動あそび指導員派遣事業 13回	A	新型コロナウイルス感染症への適切な感染防止対策を講じながら、スポーツ少年団の活動支援、子ども達の発達育成に応じた適切な指導を行える指導者養成や、室内でも子ども達が自主・自発的に楽しく運動できる習慣の定着を図れるように事業を実施していく。	

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績			⑤進捗 状況評	⑥R3年度の目標
						項 目	元年度	2年度		
I：子どもの健やかな成長を支援します	8・総合的・継続的な障がい児支援	1.発達相談(こども相談、ことばの相談など)	健康課	子どもの発達の悩みについて、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士による相談を実施する。 【こども相談】 子どもの心身の発達や情緒、行動などの不安について児童心理司による相談を実施する。	心身の発達や情緒・行動面において、又はことばの発達や発音について、グレーゾーン又は障がい疑われる子どもが早期に支援を受けられるよう体制の確保を図ります。	こども相談延べ件数/件	78	70	A	子どもの心身の発達や情緒・行動面について悩みがある保護者に対して適切な指導を行い必要な支援が受けられるよう支援する。
			健康課	【ことばの相談】 きこえやことばの発達の不安について言語聴覚士による相談を実施する。		ことばの相談延べ件数/件	401	383	A	ことばの発達や発音について悩みがある保護者に対して適切な指導を行い必要な支援が受けられるよう支援する。
		2.特別支援教育・障がい児保育	幼保運営課	障がいのある子どもを教育・保育施設や小・中学校で受入れ、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう実態把握を行う。また、必要に応じて特別支援教育支援員を配置したり、専門家などによる保育所(園)への巡回カウンセリングや保育士の加配措置などを行う。		加配対象者数/人	473	581	A	方針と同様 加配を必要とする子どもの受入れのため、加配職員の増員に努める。
			学校教育課			配置人数/人 実施回数/回	小39人、中5人 105回	小39人、中5人 110回	A	方針と同様 特別支援教育支援員の配置人数の増加。
		3.発達障がい児支援	幼保運営課	NPO団体と協働で丸亀市発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのある子どもの支援を目的として、保護者や保育士、教員などの関係者に対し、相談支援や研修などを実施する。		相談回数/回 (延べ利用者数/人)	329 (1,063)	323 (628)	A	近年、相談回数や件数も多く推移している。新規の相談者の増加に加え、相談内容の広範化という現状を踏まえ、対象児童や保育士等に対する支援体制の充実を図っていく。
			学校教育課			研修実施回数/回	5回	新型コロナの影響により集合研修が実施できなかったため、資料送付による個別研修とした。	A	方針と同様。集合形式の研修が実施できなかったため、研修の在り方を検討する。
	8・総合的・継続的な障がい児支援	4.障がい福祉サービス	福祉課	【児童発達支援】 未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。(医療型は治療も行う。)	障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実し、保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期から就労までの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行います。	利用延人数/人	1,852	2,347	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。
			福祉課	【放課後等デイサービス】 就学している障がい児について、学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行う。		利用延人数/人	4,667	4,983	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。
			福祉課	【保育所等訪問支援】 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。		利用延人数/人	24	6	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。
			福祉課	【障がい児相談支援】 上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行う。		利用延人数/人	807	920	A	保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携をとりながら乳幼児期からの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行う。

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績			⑤進捗 状況評	⑥R3年度の目標
						項 目	元年度	2年度		
Ⅱ：子どもを育む家庭を支援します	1.切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	1.母子健康手帳などの発行	健康課	妊産婦の健康を守り、また、子どもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行する。	<p>・妊娠届け時から健康管理の充実を図るとともに、安心して子どもを産み育てられるよう、健康教育・相談事業などを充実します。</p> <p>・親子の愛着形成への支援や、父親などが育児に関わり、家族で子育てできるように家族力を高める取組を行います。</p> <p>・出産後、家庭での育児へスムーズに移行できるよう、産後の心身ともに不安定な時期に助産所などで一定期間過ごすなど、産後のサポート体制を充実します。</p> <p>・妊娠期から生活習慣の見直しを図り健康管理の大切さを意識付けられるよう取り組みます。</p>	発行部数／部	881	839	A	妊娠届時に保健師・助産師による面接を行い、安心して妊娠・出産が迎えられるよう支援する。
		2.母子保健推進員・愛育班の育成・支援	健康課	地域のボランティアによる妊婦訪問や子育て支援を推進し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て中の親を孤立させない地域づくりを推進する。		推進員人数／人 96 99 訪問件数／人 169 82 声かけ数／人 2,218 869 研修／人 226 90	A	乳児期からの「お口のマッサージ」について普及啓発していく。		
		3.妊娠期からの生活習慣病予防(禁煙対策等)	健康課	妊産婦や子ども及びその家族の健康を守るために禁煙等について推進していく。		愛育班員数／人(家庭訪問件数／件) 238 228 (17,229) (14,075)	A	妊娠期から生活習慣病予防(飲酒・喫煙)について健康相談・健康教育等を行い、知識の普及啓発に努める。		
		4.産後ケア事業	健康課	出産直後の支援が必要な時期に助産所で一定期間過ごすことで、家庭での育児がスムーズに移行できるよう支援する。		<喫煙率> 母子手帳発行時／% 3.0 3.3 3ヶ月健診／% 4.8 7.0 1歳6か月健診／% 8.4 8.2 3歳児健診／% 9.2 10.5	A	機会を捉えて、事業の周知を行う。事業の拡充に向けて、情報収集・検討を行う。		
		5.妊婦・乳幼児健康診査	健康課	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。		実利用件数／件 3 2	A	機会を捉えて、事業の周知を行う。事業の拡充に向けて、情報収集・検討を行う。		
		6.乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	健康課	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。		妊婦一般健診受診数／回 10,026 9,858 乳児一般健診受診数／回 1,370 1,357 3か月健診受診数／人 767 876 1歳6か月健診受診数／人 842 892 3歳児健診受診数／人 841 933	A	妊婦健診や乳幼児健診を受診し、健康状態や発育・発達を確認するとともに、妊婦や保護者が安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する。		
		7.養育支援訪問事業	健康課	養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みも支援する。		実訪問件数／件 816 685	A	コロナ禍による影響により訪問できない場合に対応ができるよう対策を図り、産後、母親やその家族が安心して育児ができるよう支援する。		
		8.妊産婦・乳幼児相談・健康教育	健康課	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康づくりや子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。		延訪問件数／件 103 106	A	養育が必要な家庭を訪問し、妊産婦やその家族が安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する。		
		9.予防接種	健康課	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康づくりや子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。		子どもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた健康診査や保健指導、予防接種などを行い、育児支援を充実します。	保健師・栄養士・助産師・歯科衛生士・医師等による健康教育・相談を実施 保健師・栄養士・助産師・歯科衛生士・医師等による健康教育・相談を実施	A	妊娠・出産・育児の各期において相談事業や情報提供することにより対象者の不安が軽減できるよう支援する。	
		10.乳幼児の事故防止	健康課	子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行う。		BCG／件 798 862 四種混合／件 3,464 3,461 MR(麻しん風しん混合)／件 1,798 1,788 日本脳炎／件 3,903 4,114 ヒブ／件 3,287 3,510 肺炎球菌／件 3,386 3,442 水痘／件 1,722 1,672	A	各予防接種の対象年齢時に接種できるよう健診や相談時を利用し、接種の確認と勧奨を行う。また、関係機関と連携し予防接種の周知・啓発を行う。		
		11.小児医療	健康課	妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時には医療機関と相互に連絡を取り合っケース会を開くなど、関係機関との連携を図る。		子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行います。	健診会場や保健センター等の壁や廊下に事故予防チェックリストを貼付し自己チェックできるように取り組んだ 必要に応じて医療機関と連携を取りながら対応した。	A	必要に応じて医療機関と連携を取りながら支援していく。	
		12.歯科保健	健康課	妊婦を対象に市内の委託歯科医療機関において、また、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に歯科健康診査を実施する。年に1回、歯と口の健康週間まつりを開催する。これらを通じ、むし歯予防など歯科保健についての意識を高める。		妊婦歯科健診をはじめ、各種健診の受診率の向上に努めます。	妊婦歯科受診者数／人 403 360 受診率／% 42.8 41 歯科無料健診参加者数／人 896 実施なし う歯罹患率(1.6健診)／% 1.4 7.4 う歯罹患率(3歳健診)／% 18 18.9	A	妊娠期からの口腔ケアの大切さについて普及・啓発していく。	

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績			⑤進捗 状況評	⑥R3年度の目標	
						項 目	元年度	2年度			
II：子どもを育む家庭を支援します	2 ・相談支援・情報提供	1.利用者支援事業	健康課・子育て支援課	児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う。	まる育サポートにおいて、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実を図ります。	/	利用者支援事業(基本型)を子育て支援課で、利用者支援事業(母子保健型)を健康課で実施。	利用者支援事業(基本型)を子育て支援課で、利用者支援事業(母子保健型)を健康課で実施。	A	関係機関とのスムーズな情報共有を行うことで、継続的に支援を進めていく。	
		2.家庭児童相談	子育て支援課	子育てに関する心配や不安、引きこもり、非行など、親子のあり方や子どもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助する。	香川県西部子ども相談センター・警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。		相談延件数/件 (実人数/人)	2,600 (361)	3,421 (462)	A	方針と同様
		3.子育て支援情報ホームページの開設・運営	子育て支援課	市の子育て支援に関する情報や子育て施設・団体の情報などを一つに集約し、市のホームページやスマートフォンなどから情報提供を行う。	子育て情報誌、ホームページ、広報誌などを活用して、子育てに関する情報を継続的に提供します。また、健康診査時や相談窓口などにおいて、各種情報をわかりやすく紹介するよう取り組みます。		アクセス数/件	76,980 (新規事業: 令和元.11.21～令和2年3月末)	395,709	A	子育てに関する幅広い情報を提供し、子育て世代を支援する。
		4.子育てアプリ「まる育サポート」	子育て支援課	丸亀市の子育てに役立つ情報が検索できるアプリ。子育てに関する疑問や悩みの相談にも対応する。	保護者のニーズに合わせた情報発信や機能の充実を図り、利用促進に努めます。		アクセス数/件	1,136	1,476	A	アクセス数の増加を目指す。
	3 ・地域における多様な保育ニーズ等への対応	1.待機児童の解消	幼保運営課	0～2歳児においては、現在利用されていない保育室を活用するなど、既存保育所の定員枠拡大に取り組み、市全体で受入れ体制を整えていく。待機児童の発生原因の一つが保育士不足という現状を踏まえ、新卒保育士や潜在保育士への働きかけなどにより、保育士確保に努める。新たに開設を計画する地域型保育事業者などへ積極的に情報提供を行い、新規参入を促す。待機児童の解消に向けて、市単独の修学資金の貸付や人材バンクの実施のほか、私立園に対する保育士人件費補助などを通して、一層の保育士確保に努める。	待機児童の解消に向けて、市単独の修学資金の貸付や人材バンクの実施のほか、私立園に対する保育士人件費補助などを通して、一層の保育士確保に努めます。	4/1待機児童数/人 10/1待機児童数/人	101 49	0 66	A	令和3年4月1日現在においても待機児童0人であったので、引き続き市単独の人件費補助や就職準備金の貸付などの保育士確保対策事業に取り組むことにより、さらに多く市内の保育所等で働く保育士を確保し、保育ニーズの受け皿確保に努める。また、公立園については、ICT導入により、働き方改革を進め、保育士確保・離職防止に努める。	
		2.乳児保育事業	幼保運営課	保護者の就労事情などにより、0歳児からの保育を実施する。	乳児保育、時間外(延長)保育事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業などの地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。	実施か所数/園	17	18	A	実施箇所数は目標を達成したものの、低年齢児を中心とした私的待機は多く発生している状況であることから、保育士確保に努め、受入人数の拡大に努める必要がある。	
		3.延長保育事業	幼保運営課	保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う。		実施か所数/園	16	17	A	引き続き、受入れ先の維持・確保に努める。	
		4.一時預かり事業	子育て支援課	【一般型】 保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを保育所(園)などで受入れ、保育を行う。		実施か所数/か所	1 (一般型:コムコムひろば)	1 (一般型:コムコムひろば)	A	事業の安定的継続を図る。	
			幼保運営課	【幼稚園型】 幼稚園や認定こども園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜、長期休業中に一時的に預かり必要な教育を行う。		実施か所数/園	8 (一般型:6、幼稚園型:2)	10 (一般型:7、幼稚園型:3)	A	今年度中にあと1園の開設を目指す。 (現在、しおや保育所は一時休止中)	
		5.子育て短期支援事業 [ショートステイ、トワイライトステイ]	子育て支援課	保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う。		実施か所数/か所	3	3	A	コロナ禍で利用は厳しくなっているが、利用者の要望に適切な対応ができるよう、施設との連携を強化する。	
		6.子育て援助活動事業 [ファミリー・サポート・センター]	子育て支援課	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人(おねがい会員)と、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。		ショート延利用者数/人	69	50			
						トワイライト延利用者数/人	11	0			
	実施か所数/か所					1	1				
	まかせて会員数/人				218	222					
7.病児・病後児保育事業	子育て支援課	子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所(園)などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う。	お願い会員数/人	863	885						
			両方会員数/人	37	43						
			実施か所数/か所	1	1						
8.子育てホームヘルプサービス	子育て支援課	小学校3年生までの子どもの保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とする場合、家庭へホームヘルパーを派遣する。	市内利用者数/人	1,107	612						
			市外利用者数/人	237	135						
			利用延日数/日 (利用実人数/人)	17 (2)	24 (3)	A	利用申請があった際に適切な対応ができるよう、支援の充実を図る。				

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績		⑤進捗 状況評	⑥R3年度の目標				
						項 目	元年度			2年度			
II：子どもを育む家庭を支援します	4 ・児童虐待防止対策	1.人権教育・啓発	人権課			(I-7-4 と同事業)							
			幼保運営課			(I-7-4 と同事業)							
			学校教育課			(I-7-4 と同事業)							
		2.家庭児童相談事業	子育て支援課			(II-2-2 と同事業)							
		3.心の健康づくりと仲間づくり	健康課	こころの健康相談の開催や母子愛育班、母子保健推進員などと協力し、地域の中で親子が孤立しないよう支援する。	地域の子育て支援者と連携を図り、母子が孤立しないよう支援します。		精神福祉士によるこころの相談及び訪問を実施。ウエルカム広場や各教室等では仲間づくりができるよう取り組んだ。	精神福祉士によるこころの相談及び訪問を実施。ウエルカム広場や各教室等では仲間づくりができるよう取り組んだ。	A	子育て支援に関する情報提供を行い、妊産婦や乳幼児をもつ保護者が必要な時に必要な支援が受けられるよう支援する。			
	4.家庭児童相談室 (要保護児童対策地域協議会)	子育て支援課	虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する必要な情報の交換や支援を行うために支援関係機関で協議を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等への定期的な見守り依頼や定期健診時の状況を情報として共有するなどして、児童虐待の早期発見につながる「気づき」体制の確立に努めます。</li> <li>・西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などとの綿密な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一体的な支援を行います。また、「189」などの相談窓口の周知に努めます。</li> <li>・特に丸亀警察署とは、令和元年度に「児童虐待事案対応の連携強化に関する協定書」を締結しており、今後も連携を強化していきます。</li> <li>・令和2年度より、実務者会議の構成員として新たに医師会が参画し、医療機関との連携強化、小児科医からの専門的助言を得る体制を整備します。</li> <li>・児童虐待防止を推進するため、様々な方法で普及啓発を行うとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、虐待、特にネグレクトに該当する行為(自宅や車内への放置等)の防止の普及啓発や養育支援を必要とする子ども等の早期把握・支援に努めます。</li> </ul>	代表者会／回 実務者会／回 個別ケース会／回 (実施回数)	代表者会1 実務者会12 個別ケース会58	代表者会1(書面開催) 実務者会11 個別ケース会90	A	方針と同様				
					5.子育て支援総合相談窓口	子育て支援課	妊娠期から18歳までの子育てに関するあらゆる相談に、専門相談員が幅広く対応し、必要に応じて保健・医療・教育・福祉などの各機関と協力しながら、継続的な支援を行う。	市町村子ども家庭総合支援拠点(子育て支援総合相談窓口)のうち、まる育サポート～あだおと家庭児童相談室の連携、関係機関との連絡調整)の機能の充実を図り、児童虐待の防止に努めます。	利用件数／件 うち窓口相談／件 専門相談／件	363 175 188	402 160 242	A	方針と同様
					5 ・家庭の教育力の向上	1.家庭教育講座	生涯学習課	教育・保育施設や小・中学校に通う子どもの保護者を対象に家庭教育講座を実施し、子どもに関わる大人の学びの場を提供し、子どもの成長について理解を深めたり、自身の抱える課題を共有して解決へ導く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の教育力を高めるため、子どもの成長や子育てに関する知識や技術が学べる講座を開催し、子どもの成長や子育てについて理解を深めます。また、講座に参加することで、子どもを育てる中で抱えている課題を共有・分析し、その解決につなげていきます。</li> <li>・希望する講座が受講できるよう、日数を増やすことができるよう調整します。</li> </ul>	実施回数／回 (参加者数／人)	23 (1,672)	4 (125) 新型コロナウイルスの影響で実施数減	A
	2.PTAとの連携	学校教育課	共通課題(小・中学生のスマホ等適正な利用など)について、情報交換を活発に行い、協働して課題解決に取り組む。	配布校数／校						23	23	A	方針と同様
	3.子ども講座	生涯学習課	親子のふれあいや物づくり体験に主眼を置き、知識や技能の習得に加え、新たな仲間づくりの機会を提供する。	講座数／講座 (参加人数／人)						4 (80)	4 (44)	A	子どもたちの知識や技能の向上を図るため、ニーズにあった講座を企画し、情報発信を行う。

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績		⑤進捗 状況評	⑥R3年度の目標	
						項 目	元年度			2年度
II：子どもを育む家庭を支援します	6 ・ 経済的支援	1.こども医療費助成制度	子育て支援課	中学校卒業(満15歳)までの子どもに対し、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成するなど、負担軽減を図る。	各種制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	助成件数/件	260,263	208,693	A	制度の周知を図る。
		2.丸亀市こうのとりのり支援事業	健康課	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成し、負担軽減を図る。		助成延件数/件	148	130	A	制度の周知を図る。
		3.ひとり親家庭等医療費助成制度	子育て支援課	ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳までの子どもに対して健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担軽減を図る。		助成件数/件	53,099	46,155	A	制度の周知を図る。
		4.保育料の軽減	幼保運営課	多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和する。			10月から、国の幼児教育無償化を実施した。(3歳以上の全ての子どもと、0から2歳児までは、住民税非課税世帯のみ)	令和元年10月から、国の幼児教育無償化を実施した。(3歳以上の全ての子どもと、0から2歳児までは、住民税非課税世帯のみ)	A	引き続き、国の幼児教育無償化を行う。
		5.就学援助制度	教育部総務課	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費などの一部または全額を支給し、負担軽減を図る。		事前周知状況/%	100	100	A	制度の周知を図る。
		6.幼児教育・保育に係る給食費の無償化	幼保運営課	子育て世帯の負担軽減のため、全ての3歳児から5歳児までの給食費を無償化する。		事業の実施	実施	実施	A	方針と同様
		7.多子世帯出産祝金支給事業	子育て支援課	多子世帯の3人目以降の子どもの出産祝金を支給し、多子世帯の子育て費用の負担軽減を図る。		支給件数/件	—	129	A	制度の周知を図る。
	7 ・ 配慮が必要な家庭への支援	1.ひとり親家庭自立支援	子育て支援課	ひとり親家庭などについて自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行う。	ひとり親家庭などについては、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	延相談件数/件	1,065 (母子1,023) (父子42)	907 (母子875) (父子32)	A	方針と同様
		2.生活困窮者自立相談支援	福祉課	複合的な問題を抱える生活困窮者やその家族(子ども)に対して、自立相談支援センター(通称あすたねっと)を相談窓口として「住宅確保給付金」等、また貧困の連鎖を防止するため小・中学生、高校中退者、中学既卒者等を対象とした「学習支援事業」など各種事業のつなぎや関係機関等と連携し寄り添いながら問題解決に向けての支援を行う。	複合的な問題を抱える生活困窮者やその家族(子ども)に対して、自立相談支援センター(通称あすたねっと)を相談窓口として「住宅確保給付金」等、また貧困の連鎖を防止するため小・中学生、高校中退者、中学既卒者等を対象とした「学習支援事業」など各種事業のつなぎや関係機関等と連携し寄り添いながら問題解決に向けての支援を行います。	学習支援事業： 学習支援員(教員免許取得者)4名を配置し、児童及び保護者と面談のうえ、児童ごとに学習指導内容を決定。毎週土、木に実施し、週2回の利用可。	実施回数 小学生 延べ47回 延べ367人 中学生 延べ49回 延べ370人	実施回数 小学生 延べ42回 延べ271人 中学生 延べ42回 延べ243人	A	方針と同様
		3.多言語による情報提供	子育て支援課ほか	市民向け文書において多言語で対応する必要性がある場合に、英語をはじめとする多言語文書を作成する。	外国籍の子どもや保護者が、子育て支援に関するさまざまな情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供や窓口における通訳の確保に努めます。	医療制度に関しては、英語・中国語・スペイン語の説明文書を完備。	継続	継続	A	方針と同様

基本 目標	基本 施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方 針	④実 績			⑤進捗 状況評	⑥R3年度の目標							
						項 目	元年度	2年度									
Ⅲ：安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります	1 ・安心安全なまちづくり	1.交通安全施設の点検整備	建設課	交差点での事故防止のためにカーブミラーを設置したり、道路の高低差がある危険箇所に転落防止柵を設けるなど、安全な道路環境の整備を行う。	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、視線誘導標などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、通学路安全プログラムや登下校防犯プランに基づき、地域の人々や道路管理者などの関係機関の主体的な参加のもと合同点検等を行い、ハード・ソフトの両面から対策を検討し、交通安全教育や環境の整備・改善に取り組みます。	カーブミラー新設数/基	35	40	A	道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導標などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと点検を行い、随時改善していきます。							
						視線誘導標新設数/基	43	100									
						転落防護柵/m	76.6	185.7									
		2.通学路の点検やカラー化などによる安全確保	建設課	狭い市道において歩行空間が明確になるよう一定の基準に基づき通学路をカラー化し、安全対策を具現化する。			通学路のカラー化を行った箇所の点検を行ったが、塗り直しが必要な箇所はなかった。	通学路のカラー化を行った箇所の点検を行ったが、塗り直しが必要な箇所はなかった。	A	通学路のカラー化については、平成28年度で完了した。今後は、カラー化を行った箇所で色が薄くなっている箇所の塗り直しを行います。							
		3.交通安全指導・啓発	危機管理課	教育・保育施設において、交通ルールを遵守する大切さや、交通安全に必要な知識の習得を目的に、交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、交通安全意識の普及・浸透を図る。	幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において交通安全教室や防犯教室を実施し、子ども自らが交通事故や犯罪などから自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。	交通安全教室開催数/回	133	75	A	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため減少した。	方針と同様						
	4.不審者情報の提供	危機管理課	Fネット通信の丸亀市ホームページへ掲載		配信件数/件	13	22	A	配信により情報共有。								
											少年育成センター	学校・関係機関へFAXおよびメール配信で不審者情報を提供するとともに、青パトでパトロールを実施する。	配信件数/件	48	45	A	FAXおよびメール配信で不審者情報を学校・警察・保護者・地域へ提供するとともに、発生場所を青パトで巡回する。
	5.防犯パトロール	危機管理課	地域ぐるみで地域安全活動(自主防犯パトロール隊)が行われるよう支援する。	不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関の協力を得て、「こどもSOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組を推進します。	団体数/団体	23	23	A	方針と同様								
	6.防犯意識啓発	危機管理課	市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現のために地域安全活動を推進し、防犯安全意識の高揚を図る。		防犯教室開催数/回	116	55	A	防犯協会、警察と連携し、防犯意識啓発を行った。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため減少した。	方針と同様							
	7.緊急避難場所「こどもSOS」の設置・点検	少年育成センター	子どもを不審者などによる犯罪から守るために、緊急避難場所となる「こどもSOS」を設置する。		設置件数/件	3 (新設)	5 (新設数)	A	設置の要望があれば対応する。育成だより「かめっこ」などを通じて、積極的な設置を呼びかける。								
2 ・子育てバリアフリーのまちづくり	建設課	道路の改良時などにはバリアフリー化を考慮した計画、施行を行います。	交通弱者である歩行者などが利用する歩道の整備には、引き続き、バリアフリー化を考慮に入れた計画、施工を行います。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時などには、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	JR丸亀駅周辺の歩道については、整備計画に基づき概ねバリアフリー化されている。また、道路改良時などには、バリアフリーを考慮した歩道設計としている。	A	道路改良時には、バリアフリーを考慮した歩道設計を行います。										
									2.公共施設における授乳室等の整備促進	庶務課ほか	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えスペース、子ども用トイレなど、本庁舎における施設整備を促進する。	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳室やおむつ替え可能な多目的トイレなど、新庁舎における施設整備を図ります。	設置か所数/か所	おむつ替えスペース2 授乳室1	おむつ替えスペース10 授乳室2 多目的トイレ7	A	おむつ替えスペース及び授乳室、多目的トイレの維持管理に努める
									3.マタニティマークの活用	健康課	母子健康手帳発行時に妊婦に対する周囲の人の配慮を喚起するために、マタニティマークを啓発する。	妊婦だけでなく、広く一般的にマタニティマークの普及・啓発を行い、地域の子育て支援の意識を高めます。	配布数/枚	881	839	A	マタニティマークの普及・啓発を行う。

基本目標	基本施策	主な取組み	①担当課 ※現担当課名	②事業内容	③方針	④実績		⑤進捗 状況評	⑥R3年度の目標	
						項目	元年度			
Ⅲ：安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります	3 ・仕事と子育てが両立できるまちづくり	1.男女共同参画の推進、固定的性別役割分担意識の解消	人権課	市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信する。	・男女が共に仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組を進めます。 ・家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努める。		・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートは令和2年度に実施する予定。 ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(4社) ※内1社は、従業員5人の事業所であり、3年連続の支給となった ・子どもと作ろう!!男性料理教室開催(4回、116人参加) ・仕事と育児/介護の両立支援セミナー開催(3回、16団体17人参加)	・丸亀市男女共同参画に関する企業アンケートを実施(回収率52.6%)。 ・男性の育児休業取得促進奨励金制度活用事業所HP紹介(5社) ※農業法人、医療機関からの申請もあり、支給事業所の形態が多様化した ・瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会主催の講演会にて「コロナ危機は働き方を見直すチャンス」を実施。153人が参加 ※・ワーク・ライフ・バランス推進コンサルタント派遣事業の支援終了後の2企業の姿などを追跡取材し、講演会会場にてパネル展示。	A	・令和4年度から5年間を計画期間とする第4次男女共同参画プランまるがめ策定のため、企業ヒアリングを実施し、プラン案を年度内に策定予定。市民フォーラムなどでプラン(案)の説明などを行い、意識醸成を図る ・ワークライフバランスに特化した企業向けメールを登録団体に配信(登録団体数を80社に)
		2.労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励	産業観光課	国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信する。	働き方改革等に関する国や県の事業等について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努めます。		例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	例年に引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信した。	A	引き続き、国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努める。
		3.勤労者の福利厚生と企業への啓発	産業観光課	福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生に努める。	福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生に努めます。		例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生に努めます。	例年に引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生に努めます。	A	引き続き、福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生に努める。また、キッズウィークの取組についても、子どもの休みに合わせた休暇取得の推進に努める。
		4.キッズウィークの推進	学校教育課 幼保運営課	毎年10月の第3月曜日の「丸亀子どもデー」を学校、幼稚園、認定こども園の休業日に指定し、3連休を設定することで、親子や地域との交流が図れる機会とする。	キッズウィークについては、10月の第3月曜日を「丸亀子どもデー」に定め、公立の小・中学校、幼稚園等を一斉休暇とするなど、子どもの休みに合わせた保護者の休暇取得の推進に努めます。		-	10月第3月曜日(10/19)を休業日に指定していたが、新型コロナウイルスの影響で一斉臨時休業とした対応として、授業日数確保のために中止した。(幼稚園・こども園も中止)	-	10月第3月曜日(10/18)を休業日に指定(当該日は学校・園閉庁日とする)
		産業観光課ほか	事業所に対してキッズウィークの周知啓発・協力を関係機関と連携しながら働きかける。			-	R2年度は事業中止	-	方針と同様	
	4 ・人材育成・支援	1.子育てボランティアの育成・支援	子育て支援課	地域子育て支援拠点施設などにおいて、子育てボランティアを養成するための研修などの支援を行う。	地域子育て支援拠点施設や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が子育てに対する意識をもち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援します。		各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、子育てフェスタや児童館行事、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	各団体において、子育て支援員研修や外部研修等に積極的に参加するなど、スタッフの資質向上に努めた。また、地域子育て支援拠点事業実施団体が開催しているイベント等でボランティアが活躍できる場を提供した。	A	方針と同様
			幼保運営課		ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。		引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	A	方針と同様
		2.地区組織・人材育成の仕組みづくり	健康課		愛育班員や母子保健推進員が活動とその重要性を周知し、地域ぐるみで主体的に活動できるよう支援します。		健康増進計画の取組みや重点目標から研修内容を検討し、研修会を開催した。	引き続きボランティア1団体に対して、活動の場を提供するなどの支援を行っている。	A	方針と同様
			生涯学習課	地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育てで家庭を支える地域づくりを支援する。	今後も学校やPTAと連携しながら、課題に対応した内容で継続してセミナー等を開催します。	実施回数/回 (参加者数/人)	開催中止(新型コロナ)	1 (23)	PTAと合同開催した家庭教育セミナーでは、「子どものスマホの使い方」をテーマに、オンライン配信を導入したことにより、多くの保護者へ学びの機会を提供できた。	A
		3.子どもの体験活動等に関する団体等への支援	生涯学習課		子どもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行う。	子どもの体験活動等に関する団体等への支援として、指導者・育成者のスキルアップを図るための研修を開催します。	団体数/団体	少年団体 6 子ども会 71	指導者の育成を目的とした研修会を開催し、異なる活動分野の指導者が、「ヒューマンエラー防止について」という共通のテーマで研鑽を積むことができた。	A